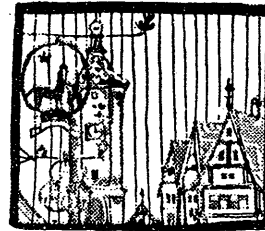


**各国のトピックス**

病院への財政援助

(西ドイツ)



連邦青少年・家族及び保健相 Käte Strobel は議会の夏期休暇後病院財政に関し決定する筈である。

議会が中期財政計画でこれについて変更を行わないときは、連邦は1971年中期以後、病院の投資額の3分の1をカバーしなければならないことになる。予定では連邦は、1971年2億マルク、1972年4億マルク、1973年4億6,600マルクを病院のため集め、その利子と償還の処置をしなければならない。

準備中の法案は連邦の病院融資を法的に確定し、さらに連邦資金の配分の条件その他を決定すると共に、残りの費用の調達について

命令を施行する権限を与えることになる。

連邦政府がこのような処置をするのは、国民に十分な奉仕をする病院制度を備えること

は公的な任務であると考えためであり、このため連邦と各ラントは共同して、病院の建設及び維持のため財政援助をしなければならないとするのである。このため現在既に病院が利子及び償還を行なっている限り、それを連邦と各ラントが引受けることもできる筈である。

なおこの場合 Strobel 案では、病院の看護基準の設定には全くの利用費しか算定されていない。

*Die Welt*, 5. Februar.

(安積鋭二 国立国会図書館)

医学の進歩に合わせた保障を  
—疾病保険法改正をめぐって—

(西ドイツ)

連邦労働相 Walter Arendt の発表によると、連邦政府は疾病金庫、医師、及び担当者

と学識経験者よりなる、疾病保険の改善発達のための専門家委員会を召集した。委員会の

任務は、被保険者と家族が医学の進歩の恩恵を全面的に受け得ると共に、経済的に耐えるように疾病保険を改めるにはどうするか、という問題を検討することにある。

Arendt は、疾病保険には今後ますます金がかかることをはっきり知ると共に、患者にせよ廃疾者にせよ、上昇してゆく一般の生活水準から取り残されることがあってはならない、と指摘する。連邦労働省では目下職員及び雇用主に関係ある法案を作成中で、現在月額1,200マルクの保険義務加入限度を引き上げると共に、これを賃金の上昇に応じて、一定の間隔をおいてスライド化する、というものである。

義務加入限度のスライド化については、連立与党間で了解がなされており、FDP（自由民主党）では年金保険の拠出測定限度（1970年、1,800マルク）の75%に上げることを考えており、これだと疾病保険では、1970年に1,350マルク、1971年には1,425マルクとなる。これと同時にこの法律は、義務加入限度以上の俸給の職員は、疾病保険の保険料について雇用主の拠出負担をも予定している。

このための費用としてはさまざまな要素を考慮しなければならないが、その中でも、職員の俸給はどのように階層づけられるか、任意継続保険の職員数の割合はどれくらいあるか、職員中既に雇用主の拠出負担を賃金その

他の形で受けている者がどれくらいあるか、等が問題である。

*Die Welt*, 14. Februar

（安積鋭二 国立国会図書館）

## 最近の医療制度の問題点



（アメリカ）

「1965年社会保障改正法」において確立された老人健康保険制度および医療扶助制度は民主党議員や老人層・貧困層などの非常な期待にもかかわらず、実施後1年にして信じられぬほどの不評をかってアメリカ国民を驚かしたことはあまりにも記憶に新しい。

もとより「医療の社会化」については、共和党や医師会は根強い反感をもっていたのであるが、同制度が実施されてからの同制度に

対する支出の急上昇および受益者の医療の濫用等の事実によって一般国民の反感をもちってしまったのである。なお、このような事態の影響はいろいろな形であらわれ、とくに医療費の上昇、医師および医療関係従業員の不足、医療施設の不足や不備等の現象を引き起したのであった（本誌第3号参照）。もちろんこれらの問題に関する効果的な施策については、政府や関係筋では真剣な検討を重ねて